

## 年金

新成人の皆さん、  
国民年金の加入手続きを  
しましょう！

国民年金は、国が責任を持って運営する公的年金制度です。日本国内に住む20歳から60歳までの人が加入することになっています。自営業者や学生などは第1号被保険者に、サラリーマンや公務員は厚生年金や共済年金に加入すると同時に第2号被保険者に、第2号被保険者に扶養されている配偶者は第3号被保険者になります。

国民年金などの公的年金は、老後の収入を約束してくれる唯一の年金制度です。年金額は物価によってスライドし、生涯にわたって支給されるので安心です。

このようなことができるのは、国民年金にすべての人が加入する社会保険方式をとり、働く世代の保険料で高齢世代の年金を賄う仕組みをとっているからです。また、年金を支払う費用の一部は国が負担しています。

国民年金は、老後の所得保

障だけでなく、病気やけがで障害が残ったり、一家の支え手が亡くなられたときにも、年金を支給（支給要件があります。）し、思いがけない人生の「万一」もサポートします。

加入の手続きは、第1号被保険者は役場で、第3号被保険者は配偶者の勤務先を経由して行います。第2号被保険者は厚生年金保険などの加入手続きに合わせて行いますので、個別の手続きは必要ありません。

20歳になったら忘れずに手続きをしてください。そして、将来の生活保障の確保のためにも保険料の納付をお願いします。

### 問い合わせ

役場町民課年金係

☎985-4106



## 福祉

金婚者のお祝いについて

松前町では、金婚式を迎えられるご夫婦へのお祝いを、毎年4月に行われる各校区の老人クラブ総会にあわせて行っています。

結婚50周年を迎えられるご夫婦は、各校区の老人クラブ会長さん又は福祉課高齢者福祉係まで申出をお願いします。◎該当者は、町内在住で結婚50年目のご夫婦です。

（昭和30年中にご結婚されたご夫婦）

松前校区会長

合田則康

☎984-2236

北伊予校区会長

松田修

☎985-0061

岡田校区会長

郷田金一郎

☎984-0884

役場福祉課高齢者福祉係

☎985-4113

## 税

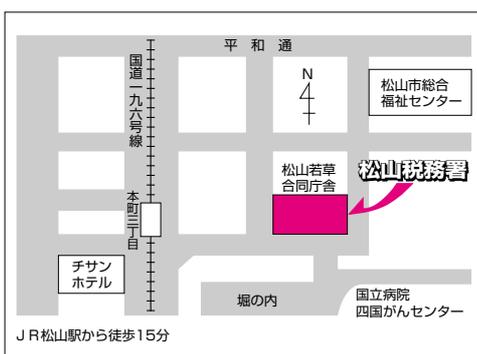
還付を受ける確定申告は  
1月からできます。  
お早めに！

平成16年分の所得税の払戻しを受ける還付申告については、平成17年1月から松山税務署で受け付けています。還付申告は、早めに済ませると早く税金の還付が受けられます。2月16日（水）からの確定申告期間中は大変混雑しますので、還付申告の方は、必要書類が整い次第早めに申告されることをぜひおすすめします。

### 問い合わせ

松山税務署

☎941-9121



### ホームページ

## 「愛媛ボランティアネット」が リニューアルオープンしました

愛媛県が運営する「愛媛ボランティアネット」がリニューアルオープンしました。

松前町のボランティア相談窓口も紹介されていますので、ボランティアに興味のある方はぜひ、ホームページをのぞいてみてください。

【愛媛ボランティアネット <http://nv.pref.ehime.jp>】

問い合わせ 松前町ボランティアセンター ☎985-3200

## 1月の納税

町 県 民 税 第4期  
国民健康保険税 第7期

口座振替日は  
銀行・信 金 1月25日(火)  
農協・郵便局 1月27日(木)

※納税は便利な口座振替で  
～ 町づくり 自分も税で 参加する ～